

# 農業に使用する軽油引取税の免税

農業用の機械等に使用する軽油については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り、軽油引取税を免税とすることができます。

## ＜対象となる農業用の軽油＞

農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

## ＜免税手続き＞

- ①免税手続きの窓口は、鹿児島地域振興局課税課です。
- ②あらかじめ県知事から「免税軽油使用者証」の交付を受けます  
(「免税軽油使用者証」は3年以内の有効期限が定められています)。
- ③免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を県知事に提出し「免税証」の交付を受けます。
- ④石油販売事業者に「免税証」を提示し、免税軽油を購入します。
- ⑤「免税軽油使用者証」の交付を受けた者は、県において定める期日までに購入した数量等を報告します。

税率は 32.1 円/ℓとなっています。

例えば 1000 ℓ使用する場合は 32,100 円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、鹿児島地域振興局課税課にお尋ね下さい。

※申請に必要な耕作証明は、鹿児島市農業委員会にて発行します。

担当部署	鹿児島地域振興局課税課	[TEL] 805-7231
お問い合わせ先	鹿児島市農業委員会本局 又は支局	[TEL] 216-1466